海外商社名簿及び与信枠関係手続細則

平成13年４月１日　01-制度-00065

沿革　平成１３年９月２１日　一部改正

平成１４年６月２５日　一部改正

平成１５年３月２５日　一部改正

　この細則は、「海外商社名簿について」（平成13年４月１日　01-制度-00063。以下「名簿規程」という。）及び「海外商社の与信管理について」（平成13年４月１日　01-制度-00064。以下「与信規程」という。）のうち、名簿規程第５条に規定する海外商社名簿（以下「名簿」という。） の登録等申請、与信規程第３条に規定する信用危険保険金支払限度額の設定及び与信規程第５条に規定する個別保証枠の増額申請等に関する手続的な事項について定めるものとする。

（海外商社の登録申請について）

第１条　名簿規程第５条第１項に規定する海外商社の登録等申請は、次の各号によるものとする。

一　海外商社を名簿に登録申請しようとする者は、別紙様式第１による「海外商社登録申請書」１通に、名簿規程第７条に規定する信用調査報告書の原本１通又は名簿規程第８条、第９条及び第10条第２項各号に規定する信用調査報告書に代わる書類１通を添付して、日本貿易保険の本店、名古屋支店、大阪支店又は財団法人貿易保険機構（以下「本店等」という。）に提出するものとする。

二　前号に定めるもののほか名簿規程第10条第１項の規定によりＰＮ又はＰＵの格付に海外商社を登録する場合にあっては、それぞれ、海外商社登録申請書の表題の右に「（ＰＮ）」又は「（ＰＵ）」の文字を朱書きするものとする。

（登録申請の期限）

第２条　前条に規定する登録は、原則として貿易保険の付保申込又は輸出手形保険の買取日のそれぞれ15日前までに申請するものとする。

（海外商社の格付変更及び個別保証枠の増額申請について）

第３条　名簿規程第５条第１項の規定による海外商社の格付変更、与信規程第５条第２項の規定による個別保証枠の増額又は名簿規程第10条第４項の規定によるＰＮの有効期間を延長しようとする者は、別紙様式第２による「海外商社格付変更・継続申請書／個別保証枠増額申請書」１通及び名簿規程第７条に規定する信用調査報告書（設立後１年未満の海外商社の格付をＰＮに変更する場合は、名簿規程第10条第２項第２号に規定する書類をもって当該信用調査報告書に代えることができる。）１通を本店等に提出するものとする。

（海外商社の名称住所変更申請について）

第４条　名簿規程第５条第２項の規定により海外商社の名称住所の変更申請をしようとする者は、別紙様式第３「海外商社名称・住所変更申請書」１通及びその事実を証する書類１通を本店等に提出するものとする。

２　前項の規定により海外商社の名称住所の変更申請をしようとする場合は、次により行うものとする。

　一　海外商社の名称は、次の各号に該当する場合に変更するものとする。

 イ　名称に誤りがある場合

 ロ　名称を追加する場合

 ハ　名称が変更された場合

　　　　別法人の新設、企業合併、組織変更（個人組織から法人組織へ又は法人組織から他の法人組織等への変更をいう。）、営業の全部譲渡又は企業分割等によって名称が変更される場合を除く。ただし、組織変更のうち権利義務が包括的に継承されている場合を含む。

　二　海外商社の住所は、次の各号に該当する場合に変更するものとする。

 イ　住所に誤りがある場合

 ロ　住所を追加する場合

 ハ　住所が変更された場合

３　第１項に規定する「その事実を証する書類」とは、次のとおりとする。

　一　名称変更申請を行う場合

　　イ　名称に誤りがある場合、名称を追加する場合或いは名称が変更された場合は、その事実が確認できる次のいずれかの書類

　　　(1)　正しい名称が記載されているレターヘッドを有する当該海外商社からの書簡の写し

　　　(2)　当該海外商社の所在地における商業登記簿の写し（英訳又は邦訳を添付のこと。）

　　　(3)　次の機関により発行され、かつ、その旨の記載がある証明書の写し（英訳又は邦訳を添付のこと。）

　　　　　１．海外の証明機関

　　　　　　①政府（司法機関を含む。）地方公共団体若しくはこれらに準ずる者

 　　　　　 ②商工会議所

 　　　　③世界的に信頼されている信用調査機関

　　　　　　④銀行（買取銀行の海外支店は除く。）

　　　　　２．日本の証明機関

　　　　　　①日本大使館（在外公館を含む。）

　　　　　　②日本貿易振興会（在外事務所を含む。）

　　　　　　③世界的に信頼されている信用調査機関

　　　　　　④①、②又は国際機関等への海外派遣員

　　　　　　⑤銀行（買取銀行の海外支店は除く。）

　　　(4)　最新時点における当該海外商社の信用調査報告書

　　　(5)　既に登録されている名称が確認でき、かつ、変更時期、変更後の名称及び単なる名称変更である旨の記載がある当該海外商社からの書簡の写し

　　ロ　本邦法人の海外における支店・子会社等の名称変更をする場合にあっては、本邦法人の有価証券報告書の写しをもって、「その事実を証する書類」とすることができる。

　二　住所変更申請を行う場合

 イ　住所に誤りがある場合は、正しい住所が記載されているレターヘッドを有する当該海外商社からの書簡の写し

 ロ　住所を追加する場合は、既に登録されている住所が確認でき、かつ、追加する住所が併記されている書類の写し

 ハ　住所が変更された場合は、既に登録されている住所が確認でき、かつ、変更時期及び変更後の住所の記載がある当該海外商社からの書簡の写し

　 ニ　住所に誤りがある場合、住所を追加する場合或いは住所が変更された場合は、前号イの規定を準用することができる。

　三　与信管理区分Ｐに格付された海外商社の名称住所を変更する場合にあっては、正しい名称住所が記載されている次のいずれかの書類の写しをもって、「その事実を証する書類」とすることができる。

 イ　レターヘッドを有する当該海外商社からの書簡の写し

 ロ　海外商社が公式に作成した輸出契約書の写し

４　海外商社の名称住所変更申請は、当該事実が発生した後遅滞なく提出するものとする。

（海外支店等又は子会社等の登録申請について）

第５条　本邦法人の海外に所在する支店等又は子会社等であって、与信規程第７条第２項に規定する日本貿易保険が信用危険のてん補を制限するものに該当する海外商社（以下「子会社等」という。）として登録申請しようとする者は、別紙様式第４「海外支店等・子会社等登録申請書」１通に、与信規程第７条第２項の各号に該当することを証する書類として、名称住所が確認できる書類又はその写し１通及び次に掲げる書類１通を添付して、本店等に提出するものとする。

　一　与信規程第７条第２項第１号（本支店関係に該当する場合）

　　　　本支店の関係にあることが確認できる書類又はその写し（被保険者の商業登記簿の謄本又は有価証券報告書等）

　二　与信規程第７条第２項第２号（出資比率が50％超に該当する場合）

　　　　資本関係が確認できる書類又はその写し（被保険者の有価証券報告書、連結決算書、年次報告書等）

　三　与信規程第７条第２項第３号（役員等の派遣がある場合）

　　　　当該子会社等と特定の人的関係を有することが確認できる書類又はその写し

　四　与信規程第７条第２項第４号（その他に該当する場合）

　　　　海外商社と資本関係及び人的関係を有する場合にあっては当該事実が確認できる　　　書類又はその写し、その他特別な事情を有する場合にあっては当該事情が確認できる書類又はその写し

２　当該申請に係る海外商社が名簿に登録されていない場合であって、ＰＵ以外の格付に登録しようとするときは、前項に規定する書類のほかに、名簿規程第７条に規定する信用調査報告書の原本及びその写し各１通を添付して、本店等に提出するものとする。

３　第１項の規定に基づき登録された当該子会社等の登録内容に変更が生じた場合又は子会社等に該当しなくなった場合にあっては、遅滞なく変更に係る書類又は該当しなくなったことを確認することが可能な書類の届出を行うものとする。

（短期総合保険に係る海外商社の登録等申請の特例について）

第６条 短期総合保険に係る海外商社の登録等申請については、「短期総合保険手続細則」（平成13年４月１日　01-制度-00027。以下「短総手続細則」という。）第１条及び第２条の規定によるもののほか本条によるものとする。

２　短期総合保険に係る海外商社は、名簿に登録するとともに短期総合保険の特約締結者（特約書により部門を特定して短期総合保険の申し込みを行う場合は特約コード番号）ごとに設けられた名簿に登録を行うものとする。

３　短期総合保険に係る海外商社の登録申請、格付変更・継続申請及び子会社等の登録申請については、第１条、第３条或いは第５条の規定にかかわらず、短総手続細則第１条に定める別紙様式第２「短期総合保険に係る海外商社〔登録・格付変更（継続）・支払限度額設定〕申請・届出書」により行うことができるものとする。

　　　附　則

この細則は、平成13年４月１日から実施する。

　　　附　則

　この改正は、平成13年10月１日から実施する。

　　　附　則

この改正は、平成14年７月１日から実施する。

　　　附　則

この改正は、平成15年４月１日から実施する。